香美市地域活性化総合補助金

香美市地域活性化総合補助金の手続き等が、より利用しやすいように、平成28年度から一部改正されました。

◆集会所整備事業の一部を拡充

事業内容が『新築』の場合、補助率を75％から80％に引き上げ、補助限度額も引き上げました。

◆給水施設整備事業が一つの補助事業区分に

生活基盤整備事業の中にあった給水施設整備事業を一つの補助事業区分とすることで、同じ年度内に生活基盤整備と給水施設整備の申請がそれぞれできるようになりました。

集会所屋根改修

補助額 87万1千円

Before（施工前）　After（施工後）

小川自治会（香北町小川）では、集会所の屋根改修工事に香美市地域活性化総合補助金を活用しています。老朽化した屋根のふき替えや、開閉が困難になっていた窓の改修などを行いました。

◆全体費用 1,161,857円　◆集会所整備事業（補助率75％以内）

ごみステーション改修

補助額 27万1千円

上改田自治会（土佐山田町上改田）では、ゴミステーションの改修工事に香美市地域活性化総合補助金を活用しています。ごみステーションにフェンスを取り付け、コンクリート舗装を行いました。

◆全体費用362,000円　◆生活基盤整備（請負）事業（補助率75％以内）

みんなで築くまちづくり

がんばれ～

フラフラ　フラくん
©やなせたかし

〈自治会・市民団体等向け〉

自治会等が集落において、地域の振興、福祉の向上、コミュニティーの活性化を図るために実施するソフト・ハード事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

◆地域活動事業

【対象】美しい地域づくりにつながる事業、郷土の芸能・歴史等の普及・伝承活動につながる事業、産業の振興につながる事業、地域住民の交流の促進につながる事業、地域の活性化につながる事業

【補助率】補助対象経費の80％以内

◆集会所整備事業

【対象】新築・増築・改築・移転・修繕・模様替え・外構工事・建築設備・備品購入

【補助率】

新築…補助対象事業費の80％以内

新築以外…補助対象事業費の75％以内

※防災対策課の集会所耐震化事業と併用可能

◆生活基盤整備事業

①生活基盤整備（請負）

【対象】生活道・排水路のほか、集落維持整備、活性化を図る生活基盤整備に関する工事

【補助率】補助対象事業費の75％以内

②生活基盤整備（直営）

【対象】生活道・排水路のほか、集落維持整備、活性化を図る生活基盤整備に関する原材料費

【補助率】補助対象経費の100％以内

◆給水施設事業

【対象】給水施設・水源管理道の整備

【補助率】補助対象経費の80％以内

〈農業者向け〉

市内の農業をはじめとする集落の振興のために、営農分野のソフト・ハード（小規模の施設整備）事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

◆特産物育成事業

①新規種苗導入事業

【対象】ゆずをはじめとする本市の特産物等を育成するための苗木の新植

【補助率】補助対象経費の50％以内

②試験栽培・栽培管理

【対象】特産物の栽培に要する借地料、肥料、農薬代

【補助率】補助対象経費の70％以内

③有利特産物調査

【対象】先進地の現地視察や市場調査のための旅費、バス借上げ料

【補助率】補助対象経費の50％以内

④その他の特認事業

【対象】前記以外でも緊急性や事業効果が期待できると認めたもの

【補助率】補助対象経費の50％以内

◆農業用施設整備事業

【対象】耕作道整備、農業用用排水路整備等に要する資材購入、機械借上げ料

【補助率】補助対象経費の3分の2以内

◆災害復旧（個人向け）

【対象】住家ががけくずれのため、危険にさらされ、放置できない状態にある場合

【補助率】補助対象経費の75％以内

補助申請の流れ

①相談：相談者

②担当課で採択協議：
- 企画財政課（担当課が分からない場合）
- 産業振興課（農業用施設）
- 建設課（災害復旧）
- 定住推進課（地域活動・集会所・生活・給水施設）
- 支所（地域活動・集会所・生活・給水施設・農業用施設）

③相談者へ回答：相談者

④交付申請書の提出：担当課

申込方法

事前に各担当課にご相談の上、交付申請書を提出してください。担当課が分からない場合は、企画財政課にお問い合わせください。申請書は担当課にあります。また、香美市公式HPからもダウンロードできます。

問い合わせ先

企画財政課企画調整班
☎53・3114

積極的な活用をお待ちしてます

ぎんなん　ぎんちゃん
©やなせたかし